

# 2024年7月期全塾協議会塾生議会定例議事録

2024年11月23日

全塾協議会

全塾協議会塾生議会規則第11条に基づき、2024年7月20日に開催された全塾協議会塾生議会定例の議事録を公開する。ただし、役職役名並びに条数は議会当時のものである。また、協議事項については発言録となっている。

全塾協議会塾生議会規則第11条に基づき、第8代塾生代表の署名を以て本議事録を公開する。ただし、当時の議長の署名が得られていないため、真正なものとして認められていない。当時の議長の署名が得られた時点で真正なものであるとする。

(署名)

第8代塾生代表

内田光紀

内田光紀

## 議事概要記録

名称	2024年7月期全塾協議会塾生議会定例
場所	対面(日吉キャンパス 第4校舎 A棟 J446教室)・オンライン(Zoom)併用
日時	2024年7月20日 13:00~18:00

### 塾生代表・塾生議員出欠席

	塾生代表 内田光紀
塾生議員	議長 亀井佑馬
	岩切太志
	國武悠人

### 次第

項目	担当者
1. 開会宣言	塾生代表 内田光紀
2. 塾生代表挨拶	塾生代表 内田光紀
3. 定足数確認	司会(中央機関総務部員)
4. 配布資料の確認	
5. 議長の確認	
6. 議事	以下参照
7. 連絡事項	司会
8. 閉会宣言	議長 亀井佑馬

## 議決事項

議案識別子	議案提出者	議案名	可否
20240720-01	塾生代表 内田光紀	中央機関業務報告	採決なし
20240720-02	塾生議員 亀井佑馬	塾生議会議長業務報告	採決なし
20240720-03	塾生議員 亀井佑馬	副議長の選出	可決
20240720-04	塾生議員 亀井佑馬	避難訓練の実施に関する議案	可決
20240720-05	塾生議員 亀井佑馬	全塾協議会選挙投票規則の解釈に係る議案	可決
20240720-06	塾生議員 亀井佑馬	塾生代表選挙における疑惑に関する監査報告	取り下げ
20240720-07	塾生議員 岩切太志	執行部規則改正に関する議案	可決(修正)
20240720-08	塾生議員 國武悠人	慶應義塾大学全塾協議会後援等規則制定の発議	可決(修正)
20240720-09	塾生議員 國武悠人	新規に塾生議員付秘書を任命する件	可決
20240720-10	塾生議員 國武悠人	三田祭に係る取り組みに関する質疑	採決なし
20240720-11	塾生議員 國武悠人	所属団体の脱退に関する質疑	採決なし
20240720-12	塾生議員 國武悠人	いわゆる「性差別食事支援問題」に係る慶應義塾の回答に対する塾生議会勧告を採択する件	可決(修正)
20240720-13	塾生議員 國武悠人	全塾協議会塾生議会政策推進規則改正に係る議案	可決(修正)
20240720-14	塾生代表 内田光紀	塾生議会補欠選挙の告示日に係る議案	可決
20240720-15	塾生代表 内田光紀	全塾協議会選挙投票規則改正に係る議案	可決
20240720-16	塾生代表 内田光紀	契約締結権行使の解釈に係る議案	取り下げ
20240720-17	塾生代表 内田光紀	執行役員の任命に係る議案	可決

2024年11月23日 議事録作成  
この議事録が正確であることを証する。

全塾協議会 議長

亀井佑馬

(署名)

---

# 議事詳細記録

## 1. 開会宣言

塾生代表 内田光紀が開会を宣言した。

## 2. 塾生代表挨拶

塾生代表 内田光紀が挨拶を行った。

## 3. 定足数確認

司会による点呼により、定足数を満たしたことが発表され、本会の成立が確認された。

## 4. 配布資料の確認

司会が、既に配布された資料の確認を行った。

## 5. 議長の確認

司会は、全塾協議会塾生議会規則 第3条に基づき、現在の議長が亀井佑馬であることを確認した。

## 6. 議事

### (1) 塾生代表 中央機関業務報告

塾生代表 内田光紀：業務報告させていただきます。まず、人事に関しまして部長以上の人事異動が1件、こちらは後ほどご提出しました新たな執行役員の任命の件でございます。部長未満の人事異動に関しましては2件行いました。

総務関係におきまして、5月期定例会議事録、6月期定例会議事録を作成いたしました。また、お問い合わせ対応や、卒業アルバム委員会に関しましては交代を行い、そちらを承認いたしました。

財務関係の所属団体の特別支出承認に関しては、ご提出しました別途資料をご確認いただければと思います。加えて、所属団体の決算書の確認、財務管理の手引きに関しまして大変遅くなりましたが、ホームページにて公開させていただきました。詳細な説明会や配布資料に関しては後日させていただく予定ですので、またお待ちいただければと思います。他、財務会計システム Kintone の整備などを行いました。

広報に関しましては、先日七夕祭など行われましたので、そちらに関する記事やインタビュー記事の作成などを行いました。

情報関係に関しましては、先月期もしくは先々月期の塾生議員の情報請求に係るフローの作成を行いました。

また政策推進関係に関しまして、日吉キャンパス学生部に向けて、コンビニ自販機設置に向けた交渉を行っております。こちらに関しては担当の執行役員の木戸がおりますのでご説明させていただきたいと思います。

執行役員 木戸大暉：私からご説明させていただきます。現在日吉キャンパス学生部と交渉して、交渉の結果、現在日吉キャンパスで食の提供自体はかなり充実されていて、コンビニ自販機のニーズがどれくらいあるのか、学生部としてもわからないというところで、果たしてニーズがあるのかということ

がわからないと設置できないということでした。まずは先月期の報告では設置に向けて動くということでこれで活動していましたが、立ち直って果たして需要がどれくらいあるのかといったところの調査からもう一度始めていこうかなというふうに思っております。以上です。

内田：では、何か質問がありましたらこちらの最後に受け付けたいと思いますので一旦さらに進めさせていただきます。続きまして、5 月期議会議決案に係る協生環境推進室への問い合わせですね。こちらに関しては別途議案資料で提出させていただいておりますのでまた後ほど回答させていただきます。また、議員活動の補助などを行いました。

議長 亀井佑馬：一旦ここまでで質問意見等ある方いらっしゃいますか。いらっしゃらないようでしたらこのまま続きをお願いいたします。

内田：続けさせていただきます。各キャンパスにおきましては、議員活動に関しまして大学と相談を行いました。新歓事業に関しまして秋新歓が 9 月に控えておりますので、そちらの準備を進めております。選挙事務は 5 月、6 月に開催されました塾生代表選挙及び塾生議員選挙に関しまして残務が終了いたしましたので、選挙事務委員会を解散いたしました。港区選挙管理委員会との交渉に関しましては、ポスターが貼られている掲示板などが通常の選挙だとありますが、そちらを譲っていただけるかもしれないとのことで現在交渉を進めている最中でございます。備品に関しましては、備品の貸し出しに向けて現在協議を進めているところでございます。業務報告としては以上となります。

亀井：それでは本件に関しまして質問される方発言ある方いらっしゃいますか。

内田：先ほど別途で議案を提出したと申し上げましたが、性差別撤廃に係る議案に関しての業務報告が議案ではなく、資料として提示されておりましたので、続きの報告とさせていただきたいと思っております。5 月より執行部と推進室の間で協議を重ねておきまして、6 月 28 日付で回答いただきました。以下が協生環境推進室からの回答となります。新たに 2 つの支援を開始されるのではなく、一方は以前より支援を行っているものであり、今回始めるのは新たに女性の方のみに対しての支援であること、また今後は誤解を受けないように発信方法を改善していきたいということでした。また、4 月 5 日のプレスリリースで触れられた 2 つの取り組みについて、最初の部分が以前より行っていたもの、2 つ目の一人暮らしを始める女子学生の食の支援というものが今回新たに行われるものであるという説明を受けました。そして慶應義塾の支援方針としては、女子学生のみならず、今後必要な時に必要だと判断された方への支援を行っていく、ということで回答は締めくくられておりました。報告は以上となります。

亀井：追加で質疑等ある方いらっしゃいますか。

塾生議員 國武悠人：この件についての質疑は後で自分が出した議案の時に改めて質疑させていただきますので、報告自体にはとりあえず異議なしという形にさせていただきます。

## (2) 議長 亀井佑馬 塾生議会議長業務報告

議長 亀井佑馬：では、二番項に移らせていただきます。資料の通りではあるのですが、6 月 25 日に内田塾生代表から監査の依頼を受けまして、塾生代表選挙における疑惑に関して監査を行いました。調査概要及び結果は記載のとおりでありまして、監査報告については個人情報等を墨消しした上で、添付いたしました。調査結果は簡単にまとめますと、選挙管理局との個人的なやり取りは認められましたが、重大な選挙不正に繋がると断定できるものはありませんでした。ただ、選挙管理局との個人的なやり取りが選挙不正を疑われかねないということは確かであり、公職に就任しようとする者としての自覚が内田塾生代表には不足していた、と感じます。なので猛省すべき事案であると考えます。以上です。本件に

関しまして質問等ある方はいらっしゃいますか。

塾生代表 内田光紀：こちらに関しまして、私の不手際により皆様に誤解及びご不安を感じさせたことを大変深くお詫び申し上げます。今回の件に関しまして選挙管理局に所属する者に関して個人的なやり取りは禁止されていない、という前提ではありますが、塾生代表選挙に出馬する者として自覚が足りていなかったということを深く反省しております。大変申し訳ございませんでした。以上となります。

亀井：他に質問等ある方いらっしゃいますか。ないようでしたら、三番項に移りたいと思います。

### (3) 議長 亀井佑馬 副議長の選出

議長 亀井佑馬：副議長の選出に係る議案です。こちら全塾生協議会塾生議会規定第4条の規定により、岩切太志君を副議長に選出したいと思います。こちらに関しまして質問等ある方はいらっしゃいますか。ないようでしたら決に移りたいと思います。賛成される方挙手をお願いいたします。ありがとうございます。本件は全会一致により可決されました。

### (4) 議長 亀井佑馬 避難訓練の実施に関する議案

議長 亀井佑馬：こちら避難訓練の実施に関する議案といたしまして、政策推進規則に6項目として「防災に対する取り組みに努めること。」という項目を追加することを要請いたします。詳細に関しましては別添の通りなのですが、やはり今現状特に地震に対する防災の取り組みが慶應義塾全体として不足している点は否めないと感じております。避難訓練等も、職員の中では行われているものの、学生を巻き込んで行われる避難訓練というものが地震に対しては行われていないというところで、将来的な実施に向けての取り組みを全塾協議会としても取り組むべきだと考えております。それでこの議案を提出いたしました。本件に関しまして質問される方などいらっしゃいますか。

塾生議員 國武悠人：避難訓練については政策推進規則の改正という形になるので、自分が出している議案も政策推進規則の改正で、6番項に立つという感じになっているので、可決後議長の方でその整合性を合わせるよう調整をお願いいたします。以上です。

亀井：ありがとうございます。ではこれを6で國武さんの方を7ですね。

國武：はい、それで大丈夫です。

亀井：他に質問等ある方いらっしゃいますか。

塾生代表 内田光紀：こちらの「イベントの運営する所属団体」に関しまして、イベントというものをどこまで区別するかということなのですが、こちらに関しては主に祭り団体の皆さんを対象にしているという認識でしょうか。

亀井：そうですね。想定としてはその認識です。

内田：はい、承知しました。ありがとうございます。

亀井：その他に質問等ある方いらっしゃいますか。大丈夫ですか。それでは決に移らせていただきます。賛成される方挙手をお願いいたします。本件は全会一致により可決されました。ではすみません、これは本件議案に関する決議は、全塾協議会規約第8条第2項に該当いたしますので、塾生代表に再議の有無を確認したいと思います。塾生代表、本議決に対し再議の要請をされますか。

内田：再議の要請は致しません。

亀井：ありがとうございます。塾生代表が再議に付さないと判断したため、本件は成立いたしました。

#### (5) 議長 亀井佑馬 全塾協議会選挙投票規則の解釈に係る議案

議長 亀井佑馬：続きまして、第5番項に移らせていただきます。こちら私からで、塾生議会選挙投票規則の解釈に係る議案というもので提出いたしました。前回の塾生代表選挙におきまして白票が多いことに対してこれはこの選挙は無効ではないのか、などの声の一部上がったことを受けまして、現行の選挙規則の選挙投票規則の解釈をこの場で一致させておくのは重要なことと思ひまして、提出いたしました。単にこの声明は、現行の選挙投票規則の解釈を一致させるものであって、今後の規則の改正を妨げるものではありません。説明は以上です。本件に関しまして、質問等ある方いらっしゃいますか。

塾生議員 國武悠人：はい。議案自体は非常に確かに必要なものだと思うんですけど、やはりあの白票が増えてしまった原因というのも、しっかりと精査して、そもそも白票が増えないようにするという執行部の選挙の公報ですとか確か前回の選挙はサークル等が支援とか推薦みたいなのが、公式でできないふうになってたと思うので、そういったところの解禁といったところを含めて、議員が、議会ですとか、代表がより身近に感じられるような制度の構築といったところも引き続き執行部の方に期待させていただきたいと思ひます。以上です。

亀井：他に質問等発言等ある方いらっしゃいますか。

塾生代表 内田光紀：はい。國武議員の方よりお言葉をいただきました件に関しまして、サークルの支援といったところに関しては今後も協議していかなければいけないなというふうには考えております。というのも、確かにそのサークルに関して公認を認める等の行動は、選挙自体の盛り上げなどに関しては非常に役に立つとは思いますが、その一方で、例えば、塾生代表になろうとしている者がもし私が当選したらその団体に300万円交付しますよとか、そういったことに関しても繋がってきってしまうということは、現状としてあるとは思ひますので、こちらに関しては今後協議させていただきたいと思ひております。以上です。

亀井：はい、ありがとうございます。他に質問・発言等ある方いらっしゃいますか。ないようでしたら議決に移りたいと思ひます。賛成される方は挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。本件は全会一致により可決されました。

#### (6) 議長 亀井佑馬 塾生代表における疑惑に関する監査報告

本議案は2番項の資料として取り扱われたため、取り下げられた。

#### (7) 塾生議員 岩切太志 執行部規則改正に関する議案

塾生議員 岩切太志：今回は執行役員に関する議案を提出させていただきます。内容としましては、執行役員の任期は現状特に決められていないので、やはり任期なしはおかしいのではないかとこの部分と、その任期について、本来塾生代表が執行役員を任命するものでありますので、塾生代表任期の間を任期とするのはどうか、というような議案です。また塾生代表が変わった時点で新しく任命することも必要だと思ひますので、そちらに関しても提案させていただきます。以上です。

議長 亀井佑馬：本件に対しまして質問発言等ある方いらっしゃいますか。

塾生代表 内田光紀：塾生代表が任期を終えた際に退任することに関しては異論ございません。ただ、現状の状態として申し上げておきますと、新たに新任される塾生代表は、任命される議会においての議案提出権がございませんので、今回のこの規則の改正ですとおそらく1ヶ月弱、執行役員が存在しない状態っていうのが生まれてしまうということをお伝えしておきます。

執行役員 舟山純平：すみません。法務の共管として発言させていただければと思うんですけども、ということですので、基本的にはこの項を少しいじっていただいて、塾生代表が新たに就任する次の議事に必ず執行役員を選ぶ、議案を提出する、という形に変更していただくと本件の問題を解決できるかなというふうに思いますので、そちらにてご対応いただくという形はいかがでしょうか？

岩切：1ヶ月間は前の方がやる形で問題ないと思うのですが、「就任時に議案を出せない」というルールの改正はなかなか難しいでしょうか？

舟山：改正自体は可能ですしこれも議長の裁量で、どのタイミングで誰からどういうふうに議案を受け取るのかということになります。ただ就任のタイミングが議会のタイミングですので、現時点では当該塾生代表候補が議案提出権を所持していないということになります。

例えば改正案ですと、「塾生代表選挙で当選した者も議案を提出できる」というふうに規則を改正されたり、もしくはそういった「塾生代表就任の議案を、最初に取り扱い議長の裁量によって当日その議案を受け付ける」ということもオペレーションとして可能です。これはときの塾生代表やときの議長の裁量になるかなというふうに思いますが、もしそういった裁量を除く形で実現するのであれば、やはり規約の議案提出権所持者のところに「塾生代表選挙で当選した者」を議員の方々に追加していただく形がよろしいのかなと思います。

亀井：ほとんどないと思うのですが、塾生代表候補の塾生議会での承認が否認された場合、規約が破綻してしまう。したがって最初におっしゃられたように、「塾生代表に就任した次の議会で、議案を提出する」というような改正の方が僕は良いかなと考えております。

舟山：すみません、一点だけお考えいただきたいところがございます、これは本時期にも適用されるのかという。要は先の選挙にて内田塾生代表に変わりましたが、そもそもそういった議案を出さなくても良いものなのか、もしくは例外措置として、1ヶ月以上経った後ではありますが提出するものにするのかという不足のところについてお考えいただけると良いのかなというふうに考えております。その辺りも含めてよろしく願いいたします。

岩切：「執行役員は新しい塾生代表に就任した次の議会で任命する」という形でも良いと思うのですが、その任命するというのは、例えば塾生代表が新しく就任された時点で10名執行役員がいるとします。そして5名任命しようとする場合は、残りの5名には辞めていただくということになるのでしょうか？

内田：もしも1ヶ月後に任命し直すという規則を設けるのであれば、任命し直された執行役員のみが新たな執行役員として認められる。他の任命されなかった執行役員に関してはその議会を持って、退任するというふうに考えております。

岩切：そういう解釈で私も合っています。実質的にそれが任期という形になるのかなと思いますので、その塾生代表が就任した次の議会までが執行役員の方の任期という形にして、新たにその議会で任命するという形であればわかりやすいかなと思います。

亀井：はい、ありがとうございます。岩切くん、説明のほどよろしく願いします。

岩切：はい。先ほどのお話を踏まえましてもう1回チャットにお送りさせていただいたように第6条の第2項を変更したいかなというふうに思います。

亀井：ごめんなさい、「新任」ってありますか。新塾生代表っていう言葉がちょっと曖昧というか、次再任したときとかのことも考えると。再選という前例がありますから。何かそこも踏まえてこの新任



っていうのではない方が。

岩切：そうですね、特に深く考えてた訳ではないんですが、確かに違和感がある部分もありますので削除でいきたいと思います。

亀井：ありがとうございます。では、本件に関しまして質問等ある方いらっしゃいますか。

執行役員 佐々木菜緒：こちら岩切議員に一つお伺いしたいんですけれども、資料の「前項の規定に基づき」の「前項の規定」は、どのようにこの項にかかっているのか、お伺いしたいです。

岩切：私はこの議案の前項に対しては、塾生代表によって執行役員というのは任命されるものなので、任命した塾生代表がやめるのであれば、執行役員も当然、その新しい塾生代表から任命されているわけではないので辞めるという論理で「前項の規定に基づき」と書いていたんですが、新しいやつに対してもおかしくないのかなと思います。

佐々木：なるほど承知いたしました。そのような解釈であるならば、私としては以上です。

亀井：他に質問等ある方いらっしゃいますか。大丈夫そうですね。では議決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いいたします。はい、本件は全会一致により可決されました。しかし本件は塾生議会規則第8条第2項に該当いたしますので、塾生代表に再議の有無を確認したいと思います。それでは塾生代表、本議案に対して再議の要請をされますか。

内田：本事例に関しまして再議の要請はいたしません。

亀井：塾生代表が再議に付さないと判断したため本件は成立いたしました。

#### (8) 塾生議員 國武悠人 慶應義塾大学全塾協議会後援等規則制定の発議

塾生議員 國武悠人：慶應義塾大学全塾協議会後援等規則制定の発議という議案になります。こちらはPDFの2ページ目以降、ご確認いただきたいんですけれども、慶應義塾大学全塾協議会として様々な慶應義塾に関するイベントまたは藤沢市や神奈川県と何か一緒に行うイベントですとかそういった公的なイベントに対して名義後援ですとか、あとは協賛そして賞の交付、例えば全塾協議会賞といった賞の交付について必要な事項を定める議案となります。

目的といたしましては、やはりまず全塾協議会そもそも、皆さん興味がないという塾生が残念ながら非常に多いというところで、そもそも露出を増やしていく必要性、そして様々なサークルですとかそういったパブリックなイベントに関与していくことで全塾協議会全体のプレゼンスを向上させていくということが目的でございます。

こういった執行機関が基本的にできることというのは大体三つありまして、一つがお金を出す、もう一つがルールを作る、三つ目が権威づけをするという三つあると思っています。お金を出すのはもう既に予算が二千数百万ともう決まっているものなので、なかなか自治会費を値上げすることを今頑張っているところだと思うんですけれども、ルールを作るとはとってもなかなか何か規則を作って、作っただけで塾生の方々の活動が増えて全塾協議会の知名度が増えるとはなかなか思っていないので、三つ目のイベントに対して全塾協議会としての箔付けを行う。例えば、一応大学に届け出してる一応ちゃんとした団体である公認学生団体を後援の対象に、後援とか賞の広報できるという規定にしてるんですけれども、そういった団体が例えば、何か企業から協賛も集めてイベントをやりますというときに、基本的に大企業が、その学生のサークルに金を出すか否かという時って、信頼度がすごく大事なるんですね。そうすると全塾協議会としてある程度イベントの形式審査、この第3条の2項のところに書いてるような少なくとも、全塾協議会というしっかりした自治会が1から5にこのイベント該当しないこと

を形式上審査を終えているという保障になるので、企業からもそのイベント等に協賛乗りやすくなりますし、サークルからしたら全塾協議会の権威を笠に着るじゃないですけど、全塾協議会のお墨付きという権利をいただくことで、やっぱり集客ですとかあの全塾協議会も後ろイベント講演してくれてるんだよといったチラシに書いてくれるとかそういったところでイベントの起因付けもできるし、こっちからしたら関わりを増やせるというところで、いいとこ取りができるんじゃないかなというふうに考えております。一点ちょっと誤字がございまして、第 2 条に以下後援等と言うって書いてるんですけども、それ以降に後援等じゃなくて後援とそのまま書いてしまってる場所が二箇所ほどございますので、例えば第 3 条第 2 項の(5)全塾協議会が後援をすることが適当でないものを後援等に修正するのと、第 4 条の後援を受けようとする者を、後援等を受けようとするものに、今この場で修正させていただきたいと思っております。

議長 亀井佑馬：はい。それでは本件に関しまして、質問発言等ある方いらっしゃいますか。

塾生代表 内田光紀：はい。こちらの第 4 条の証人に関しまして、2 週間以内に通知しなければならないということなのですが、現状としておそらく、例えば 1 団体から講演の依頼が来たとしてましてそれらに関してももちろん、すぐ公認というわけではなく、もちろんその団体がどういう団体なのかとか何をするのであるとかそういったこととかに関しては、おそらく面談や書類の提出を多分求めなければいけないとは思っております。そう考えると、2 週間以内に通知というのは、多分団体の方と、全塾協議会中央機関との予定のすり合わせなども必要なもので、少々難しいところもあるのかなというふうに塾生代表としては感じております。

國武：そうですね。私の方で説明が不足して申し訳ないんですけども、私個人的に経営してる会社等で結構内閣府とか文部科学省から後援名義を取ったりすることがあるんですけども、基本的にその省庁ですとかそういった団体の内規にある承認の制限というのは正式に提出して受理されてからの 2 週間ということになります。なので提出した段階では受理せずに、受理をするに当たっての事前相談というので大体 1 ヶ月を取るという実際の運用が国の機関等で行われているので、この規則の場合でも実際の運用としてはおそらくこの様式により申請で、メールの方で様式が欲しい旨をこの企画の概要とともに、このメールにまず相談をしてくださいというふうにします。その相談を受けて、多分これなら後援できると思うよというふうに執行部側が思ったらその段階で正式な様式を出して提出が可能な状態にするという。これ事実上の事前審査ですが、なぜ事前審査にするかということ、事前審査をしないともし大量に来た場合に、不承認率何%みたいなっちゃうと思うんですよね。多分純粹に小さな飲み会イベントとかを求めてくる団体とか、もしかしたらいるかもしれないので、そういうのを防ぐために事前審査である程度弾いて、多分大丈夫でしょうみたいなもののみ、ある意味申請の受理をする。もし相手からどうしてもこれ、正式に受理して欲しいってなったら準備はするけどもこれほぼ不可だよみたいな感じで、ある程度事前審査していただく形っていうのを想定しています。

ある程度の曖昧性というか、後援を行わない基準というのも 1 から 5 って本当に駄目なものの列挙じゃないですか。営利目的とか、そもそも慶應とあまり関係ないとか基本的にマイナスの要素で後援しないものっていうのを弾いてるのでそこからの細かい実際に承認するかしないかっていうところある程度執行部側に裁量が、あるというふうにしてもその裁量の幅が全塾協議会の権威を高めるものになると思っておりますのでそのあえて裁量は広く持って、正式に受理したら 2 週間以内という形で記載させていただいております。はい、以上です。

内田：はい。今國武議員からお伝えいただいた事項に関して承知いたしました。

亀井：はい。ではちょっと私から一点質問です。第 2 条に後援等の中に協賛という項目があると思うんですが、塾生代表に質問したいんですけども、協賛をするとすると予算案の変更だったり、金額を作っていかなきゃいけないと思うんですが、そこら辺の実現可能性というか、現実的な金額であったり教えて、今年はこの後援にいくら使うっていうのを全体でいくらぐらい現実的に使えるかというところをお聞きしたいです。

内田：はい、ありがとうございます。そちらに関しては、こういうふうにお伝えするのはちょっと憚られるところではあるんですが、本当に年によるというところがやはり大きいかなというふうに思います。もちろん、過去の自治会費交付金による繰越金というのはございますので、そちらを使用すれば一定程度可能であるとは思いますが、そちらは持続可能な取り組みではないというふうに認識しておりますので、年の塾生代表がいくら交付金を出す、またはいくら別のものに支出するというものに大きく左右されるのではないかなというふうに感じております。

國武：はい。協賛というのは確かにお金を出すのも含めるんですけども、イベントによっては、事実上は後援だけでも、協賛名義として全塾協議会協賛、例えばお金に限らず人的資源を出すとか、後はその広報を手伝うとか、全塾協議会のホームページで応援してるイベントですとか、うちが協賛してるイベントですとか、そういった金銭的なもの以外のリソースの拠出という面でも協賛というのを入れさせていただいている次第でございます。賞の交付についても副賞の経費とかもしかかるものもあるかもしれないんですけど、例えば賞状もそっちの申請した団体の方で作ってください名義として、全塾協議会賞というのを作っていいですよっていうだけにするとか、予算をなるべくさかない形の運用も一応想定している形にはなります。以上です。

亀井：ありがとうございます。他に質問、発言等ある方いらっしゃいますか。ではないようですので、議決に移りたいと思います。賛成される方は挙手をお願いいたします。はい、本件は全会一致により可決されました。しかし本件議案は、塾生議会規則第 8 条第 2 項に該当いたしますので塾生代表に再議の有無を確認したいと思います。それでは塾生代表本議決に対し、再議の要請をされますか。

内田：再議の要請はいたしません。

亀井：塾生代表が再議に付さないと判断したため、本件は成立いたしました。

### (9) 塾生議員 國武悠人 新規に塾生議員付秘書を任命する件

塾生議員 國武悠人：はい。9 番については、前前回の議会で可決された塾生議員付き秘書の任命についての議案になります。塾生議員とし塾生議員付き秘書として、前回の議員選に出馬されて残念ながら落選という形になってしまったんですがそれでもやっぱり 180 人分の信任をもらっているそれだけの信頼できる男ということで、堤修平くんを、ぜひとも私の秘書として、任命したいと思うので塾生議会としての確認というか、任命の議決を取っていただきたいというふうに思います。以上です。

議長 亀井佑馬：はい、ありがとうございます。では、質問発言等ある方いらっしゃいますか。

國武：多分許可することは解釈上できて、まずこの議案を先に可決した後に、その瞬間に、秘書になると思います。秘書には私のある程度の代行権限を認めているので、この場において、私の横で喋るということは解釈上多分できるかと思うんですが、一応法務担当の執行役員に解釈を求めます。

亀井：ありがとうございます。はい。ではちょっと本人いらっしゃいますので本人から一言だけ自己紹介などいただいてもよろしいでしょうか？何か意気込み等あれば判断材料になるようなものが、

あったらいいかなと思います。

堤修平：喋っていいですか。経済学部 2 年の堤修平と申します。特に感想はないんですけど、精一杯働かせていただこうかなと思っています。よろしくお願いします。

亀井：はい、ありがとうございます。では本件に関しまして質問発言等をされる方いらっしゃいますか。では議決に移らせていただきます。賛成される方は挙手をお願いいたします。はい、本件は全会一致に可決されました。

#### (10) 塾生議員 國武悠人 三田祭に係る取り組みに関する質疑

塾生議員 國武悠人：はい 10 番については、三田祭に関する質疑という形のこれまでにない議案の形式ではあるんですけども、全塾協議会規約に定められる権利に基づいて、質疑だけを行うという形の議案になります。それでは質疑に移ります。三田祭において、実行委員会が所属団体でもあると思うんですけども、全塾協議会としての出店をぜひ今年行っていただきたいなというところと、塾生議員の目的、塾生の意思を業務執行に反映させ、慶應義塾が抱える課題および塾生の意見を政策に反映する機会を増やす観点から、塾生議員の演説交流スペースというのを三田祭の期間中において設けるべきだと思いますが、全塾協議会執行部の見解を伺います。

議長 亀井佑馬：はい。では本件に関しまして質問発言等される方、いらっしゃいますか。

塾生代表 内田光紀：はい。こちらに関してお答えしたいと思います。まず一言、こちらは出展されたいという意図でご提出なさったと思うんですが、まずお伝えしておきますと、前提として三田祭に出店する場合は 5 月に締め切りがございまして、現状、そちらを過ぎて以上、監督権という名目で塾生代表が交渉はできますが、そのためのものとして用意されていないので、今回の三田祭に関して正当な方式をとって参加するのは極めて難しいというふうにもまずお伝えしておきます。

また別の事情をお伝えしておきますと、現在中央機関はお祭りの団体が運営されるに際しまして、こちらから人員を出しておきまして、お仕事をお願いしていただいているので、そういったことを踏まえますと、もしこちらのベースが実現できたとしても積極的にそちらのベースにてご協力するという形は極めて難しいというふうにお答えしておきます。

國武：はい。そうですね。5 月締め切りというのは、私も知らなかったころではありますので、今年が難しいというところは、無理に権限を使ってまでやるべきことだとさすがに思いませぬので、来年以降、お二人にですとか、そのとき構成されている議員の方で、ぜひ塾生議会についての認知度を広めていただくという点で、検討いただければなというふうに思います。以上です。質疑を終わりにします。

亀井：はい、ありがとうございます。

#### (11) 塾生議員 國武悠人 所属団体の脱退に関する質疑

塾生議員 國武悠人：はい。こちらは、所属団体の脱退に関する質疑というところでして、2 点お伺いしたいと思います。慶應義塾の体育会本部および應援指導部が全塾協議会の脱退手続きを進めているということが、Slack で調査権を起こしたところご回答がありました。両団体非常に有名な団体だと思います。この団体が脱退してしまうと、全塾協議会の目的にとっても大きな痛手であると思いますし、体育会と應援指導部がない全塾協議会は一切何を代表しているんだというふうに、正当性そのものが揺らぎかねない事案だと思いますので、もし脱退するということは何か不満や制度的に難しいものがあると思いますので、必要に応じてしっかりとヒアリングを調査して、できれば特定の団体でひいきするとい

うことは難しいと思うので、その原因を調査して、そもそも何らかの規則を改正するとかそういったところを進めて行くべきだとは思いますが、それについての見解を伺いたいです。

2 番目に現時点で脱退の手続き中で、まだ確定をしていないとは聞いているんですが、脱退の手続きを一度凍結していただくとか取り下げてもらうために取り組んでいる施策があればお答えください。以上です。

議長 亀井佑馬：はい。では、質問発言等ある方いらっしゃいますか。

塾生代表 内田光紀：はい。こちらに関しまして、お答えいたします。まず、脱退に向けて取り組んでいるということに関しては事実であるをご報告させていただきます。2024 年の 4 月におきまして両所属団体より脱退の申し入れの旨がございました。そちらの理由に関しましては、執行役員の佐々木よりご説明させていただければと思います。

執行役員 佐々木菜緒：私が発言する意図といたしましては、前制度において、事務局長を務めていた経緯がございまして、事務局長として会議に何度か出席していたこともありますので、この内容に関しては私が一番今詳しいかなと思いますので説明をさせていただきたいと思います。

今回の経緯に関しましては、基本的には應援指導部が中心となってお話があったものと認識しております。應援指導部は、活動の性質として、そもそも体育会との連携の活動を中心に、やっているところでもあります。全塾協議会は塾生の福利厚生を目的として塾生中心の活動推進をするために、これまで議論を重ねてきました。それに対して應援指導部、体育会本部は、塾生自治の域を超えて、三田会から一貫校まで全体還元を求めて活動をしていっている文脈がございます。

全塾協議会としてはこの塾生自治の精神に基づいた政策を推進するために、少ない自治会費交付金を有効活用するため、所属団体に対しては緊縮的な財政を組んできたというのは事実であります。また、塾生に第一に還元される施策を、実施してきた旨がございまして、少しその点において、だんだん齟齬が生じてきたというのが事実かなと思います。また、直近はそういうことが重なりまして、団体の組織枠組み自体や活動の性質による不和が、だんだんと顕在化してきていたかなという印象がありました。今回に関しまして、総合的な活動の更なる推進を模索した結果、一度全塾協議会から所属団体として脱退することによって、団体活動を互いに推進していきたいということでしたので、この書類が提出されたという経緯であります。ここからは内田に戻させていただきます。

内田：はい。私から補足させていただきますと、事実、もちろん國武議員から御指摘のあった通り、義塾の創造、および塾生の宣揚を目的とする全塾協議会にとって大きな痛手であるというのは事実でございます。私としましても、脱退を止めることができればと思ひまして、両団体の代表者様や構成員の方々のご面談を組ませていただいて交渉進めてきたところではございます。ですが、交渉させていただいたところですが、現状といたしましては、脱退する意思に変わりはないということでしたので現在、脱退手続きを進めている最中でございます。

ただ、両団体の今後に関しましては、両団体とも全塾協議会と、いわば喧嘩別れをしたいわけではないということですので、今後の形に関しては、引き続き、現在も進めておりますように協議を進めていきたいと考えております。

亀井：ありがとうございます。他に質問発言等ある方いらっしゃいますか。

國武：はい。ご回答ありがとうございます。確かに塾生自治というところを越えて、三田会とか慶應全体というところで活動したい両団体と塾生からもらってる予算を塾生に還元するということで、ち

よっと活動範囲ずれがあったっていうところだと思うんですが、その認識で大丈夫でしょうか？

佐々木：はい。その認識で間違いはないですね。財務関連とその組織の枠組みでちょっと不和が生じていたということが事実であります。

國武：ありがとうございます。そもそも今回この議案を出させていただいたきっかけとして、Slackの方で、こういう噂があるけど実際のところどうなんだろうっていう形で調査権を出させていただいた形になるんですけども、私も初めてこういう噂があるけどどうなんだという怪文書的なものが X(旧 Twitter)の DM に届いたというのもあるんですけど、けれどもそれを聞いたとき私も結構びっくりしたわけなんですよね。というところで、多分事情をここまで知らない、「脱退ってまさか喧嘩別れ？」みたいなふうに誤解してしまう塾生が結構いるのかなと。特に最近、應援指導部さんが体育会に所属しますっていうプレスリリース出していて、結構引用リツイートで全塾協議会とおさらばかみたいなことを書いてらっしゃる人もいたので、発展的解消じゃないですけど、そういった予算的な制度上の問題で別々の方がいいという形で進んでいるのであれば、なるべく早期にそういった事情について塾生に広報する必要があるのかなというふうに思います。あとは今、完全に、所属するか離脱するかの二択状態になってしまっていると思うので、例えば、オブザーバー制度を設けるとか、そういったのがあれば、予算は出せないけど、情報交換を定期的に行う一応所属みたいな、国連におけるパレスチナぐらいのポジションを今後設けてもいいのかなというふうには思いました。以上です。

内田：はい。今ご指摘にありました所属団体以外の関わりに関する形というのは、私としましてもそういったものを現状、ご提案や協議させていただいている最中でありますので、今後続報をお待ちいただければと思います。

執行役員 舟山純平：すみません。執行役員の舟山です。ぜひおっしゃっていただいたオブザーバー制度とか塾生議員の方々からご提案いただければなというふうに思っております。やはり全塾協議会のルールメイクされるのは、前に座っておられるお三方ですので、お手数ではあると思うんですけども、ぜひそういうものがあつたらいいなっていうのを作っていただいて、もちろんその過程で、所属団体に確認したいことがあるっていうことでありましたら、我々を通じてしていただければと思いますし、そういったところがありましたらぜひ議案としてご提案いただくと、我々としても非常に動きやすいかなというふうに思っておりますので、ぜひ全塾協議会にあつたらいいなっていうのを、我々ももちろんその方法として模索するのはもちろんなんですけども、今おっしゃっていただいたものを、ルール作りとしてしていただけるといいのかなというふうに思っております。すみません。失礼しました。

國武：はい、ありがとうございます。非常に納得できる回答でした。質疑は以上だと思います。

亀井：はい、ありがとうございます。他に質問発言等ある方はいらっしゃらないですね。

## (12) 塾生議員 國武悠人 いわゆる「性差別食事支援問題」に係る慶應義塾の回答に対する塾生議会勧告を採択する件

塾生議員 國武悠人：はい 12 番項について、いわゆる「性差別食事支援問題」に係る慶應義塾の回答に対する塾生議会勧告を採択する件という議案になります。こちらについては先ほどの冒頭の議案の方でも、回答があつたという旨の報告がありましたが、こちらの回答についてですね、私としては残念ながら、到底納得できるものではございません。また残念ながら、女子学生に限定した支援というところについて、回答に書かれていた不誠実な根拠がございまして、それについても非常に疑惑が深まったと思いますか、違和感を感じているところではございます。全塾協議会は唯一の正当な代表機関として、

塾生の総意に基づき、義塾の創造および塾風の宣揚を実現し全塾生のための福利厚生を増進を図ることを目標としている中で、正当な理由なく特定の性別のみに支援を行うことに関して、全塾生の基本的人権を擁護する観点から、適切な対応をとっていくこと、これはまさに全塾協議会の目的に合致すると考えられるため、議案を提出するものでございます。ではその内容について述べさせていただきます。こちらの2ページと3ページがその勧告の文書の案で5ページ目は、今日の議論の参考にするための参考資料という形になります。ではまず2ページ目の方の勧告文を読み上げさせていただきます。

議長 亀井佑馬：いいですか、長くなると思うので、この資料はみんな読める形になっているので、簡潔をお願いいたします。

國武：はい、では要約させていただきます。まず、食の支援については生活困窮者に向けたものと女子学生に向けたものではその主旨が異なることを主張しているんですが、その根拠について、大学の方はメディアで度々多角的に取り上げられているという非常に曖昧な回答に終始しております。こちら私の方で添付で書かせていただいている内閣府男女共同参画局による様々な統計データと矛盾するものであり、非常に不誠実なチェリーピッキングに他なりません。また、女子学生の割合が低いということを主張しておりますが、確かに、慶應義塾大学単位で見ると、35%でございます。しかしそれは学部別に見ると、非常にまた別の偏りもありまして、看護医療学部においては95%が女性でございます。これは理工学部の80%が男性であることよりも極端でございまして、TEIと呼ばれるような価値観に基づくならば、看護医療学部においては当然男性限定の支援も、まさに必要とされてる支援として行うべきでございまして、そういったものは全く見当たりません。これは、非常に不誠実であり女子かつ地方出身にする合理性は全くないようではないでしょうか。また、これいわゆるアフーマティブアクションに該当するものとして大学がやっているというふうに回答から推察したんですけれども、アフーマティブアクションについては、世界各国で問題が指摘されております。10年以上前から先行導入してきたアメリカ合衆国では、2023年連邦最高裁判所にてこれは性別ではなく人種でのアフーマティブアクションなんですけれどもそれは憲法違反という判決が下されたばかりでございまして。その最高裁の長官も、アフーマティブアクションが悪質な固定観念に基づいたものと批判している中ですね、こういった国際的な人権尊重の潮流があるにもかかわらず、慶應義塾大学がこういった残念な支援をしてしまうということは、日本におけるNo.1の私学としてとても恥ずかしいことではないかというふうに思います。また最後に社会的要請があったとことというのも、大学側が主張しているところでございまして、社会的要請があることを理由に差別を正当化することは決して許されるものではございません。つい先日憲法違反の判決が下された旧優生保護訴訟における晃一裁判官の意見も想起させるものでございまして。また、私はそもそもぽっと出のSFCの学生が307票を得て当選するという事態は、まさに多くの塾生が、これはおかしいと、差別であるというふうに考えているその証拠であると考えております。大学に対してこういった厳しい指摘をするというのは、大学院に合格したんですけど大学院入試を控えていた私にとっても非常に辛いもので勇気が必要なものでしたが、やはりこれまで人権擁護の活動を様々行ってきた私として当然見逃せるものではございません。あの福沢諭吉先生の昔の思いとも矛盾するものでございまして。しかし、もう既に民間の企業と契約してる部分もあると思いますので、今からこれをやめて欲しいというのは難しいというところは尊重するんですけれども、来年以降とか今後このようなことが行われぬように、以下のステートメントを議会として出すとともに執行部に対して勧告を以下の通り行いたいと考えている次第でございまして。以上でございます。では次の方よろしく申し上げます。

亀井：はい。では質問発言等ある方いらっしゃいますか。

塾生代表 内田光紀：こちらに関しまして一点、まずアフーマティブアクションに関しまして、ご意見を伝えさせていただくと確かに米国最高裁で違憲と判断されたっていうのは事実でございます。ただそれに対して例えばハーバード大学であったりだとか Google であったりだとか、そういった企業なども意見書の提出などで未だに議論が続いている内容ではあると認識しております。そのような状態におきまして、現状ここには四人当選で選ばれた人物がおりますけども、いわばこの議案を可決してしまえば、アフーマティブアクションを全塾協議会がいけないことであると全塾協議会が認定したということにも繋がってきってしまうというふうに私は感じております。そういったことを考えますと、こちらに関してアフーマティブアクションだから、是正してくださいというのは、ちょっと早急すぎやしないかというのがまず私の意見としてございます。あるいは、もしも例えばこのアフーマティブアクションが認定されたとして、アフーマティブアクションであるから、この支援は良くないものであるとしてしまうと、逆に現状として慶應義塾は男性の比率が多いわけですし、女性は少ないということで、塾内の多様性といった面で考えますと、逆にこういったものがあつた方がいいんじゃないかっていう意見ももちろん塾生の中にはあるとは思っております。そういったことを考えましても、全塾協議会としてこちらをいわゆる悪であると断定することに関しては、少々もう少し議論を重ねた方が良いのではないかというふうに私は感じております。以上です。

國武：はい、そうですね、アフーマティブアクション自体に賛否があるというところは、確かにそうですね、アメリカでは違憲判決が出たんだけど日本ではまだ、そもそも訴訟すら起きていないという状態であるというのは確におっしゃる通りでございます。しかしこの今回の議案ですね、ちょっと構成を全塾協議会としてコンセンサスを取りやすいものにしておりまして、私が長々と述べさせていただいた部分は全て勧告文の前文に相当するものでございまして、勧告文そのものではございません。つまり議会として執行部に対して勧告しステートメントを出す部分は、最後の 6 行のみでございます。そこに書かれてることとしては、社会的要請じゃなくて基本的人権から再考すること。そして勧告としては、引き続きまさにいろんな意見があるからもしかしたら今後10月にこれから議案出すかもしれないんですけども、10月の補欠選挙と代表選に合わせて塾生投票という制度があるので、賛否だけでなくともそもそも自由コメントで意見を求める機会を設けるとか、そういう調査を行うところを求めると。そして再発防止策を求めたいという、少なくともこの再発防止策についてはアフーマティブアクションの再発防止策というところに限らず、誤解を招いた部分も含めて、そもそもこのようなことになってしまったこと全体に対する再発防止策の回答を8月16日までに、大学が回答するかは別として、得ることを求めてほしいというものでございます。なのでその議決案より上の部分は、可決される勧告文の中には含まれるけれども、勧告の内容ではないというものにしております。なので個人的な私の意見と私に投票して下さった307名、そして私の秘書の180何票という、そういった民意の代弁と、コンセンサスとしての下の方という形の構成にしている次第でございます。以上です。

亀井：はい、ありがとうございます。私から一点この勧告の、今おっしゃられたんですけど、再発防止という文言なのですが、これだけだと、やはり何に対する再発防止なのかがわかりにくい。このようなアフーマティブアクションに対する再発防止だと捉えられかねない文章であつて、それはこの意図するものとは違うものだと思うので、そこをまずはっきりさせるべきだと考えております。一旦以上です。



國武：はい。まさにご指摘の通りだと思うので、議会としての勧告の中に含める再発防止という点でいうと、塾生がやはり差別だと感じてしまうような、施策を打ち出してしまったことについての再発防止策回答、5月議会ではその違和感を解消するためのものだったと思うんですけども、多分この回答、大学の方では全文の方が Slack で共有されてましたけどあの回答で満足する人は正直いないんじゃないかなというふうには思うので、納得感というところですね。僕は、議会全体の総意として求めていきたいところではございます。

亀井：なるほど、ありがとうございます。僕としては、大学からの回答で納得をしたんですね。なので、議会としてこう納得できないというのが総意だというのはちょっと一旦誤解であるというふうに認識していただきたいです。國武議員の出されたデータは、日本全体の進学率のデータだったと思うんですが、今回のこの食事支援は慶應義塾に対する食事支援ですので、そのデータは今回の件には適切なデータではないというふうに考えています。協生環境推進室の方の回答では、慶應義塾大学の女子学生の割合が低いというふうな指摘がありました。國武議員は学部で見ると、そうではないというふうにおっしゃっていたと思うんですが、やはり学部の内容によって、ちょっとこの言い方はあんまりこの今の時代よろしくないのかもしれないんですけども、男性が好む内容・女性が好む内容というのはあると思います。その上で、総合大学ですから、いろんな学部があるわけで、その上でやはり男女比に大きな差があるというのはやはり僕は問題だと思います。多様性がレジリエンスに繋がるというところは、國武議員は納得されますか。

國武：いや納得してないしアメリカの最高裁はそれを否定しているんですね。ロバーツ長官が悪質な固定観念って言ったのは人身カルマなんですよ。黒人の学生が白人の学生に対して何か特別なメリットを大学にもたらすことができるという固定概念に基づいて行われることが悪質だと。これを今回の事例に当てはめると、女性の学生割合が増えるから何か学術的な利益が生まれるということ自体にそもそも理念が、もちろん学問分野によっては起きると思うんですが、それは女性だからではなくて例えば社会人学生が増えても特別なことが起きるかもしれないし、なんなら英語入試一般入試でも全然違うわけでわざわざ女性というふうに限定するところに正当性がないというふうに感じている次第です。

亀井：なるほど。僕はですね、多様性っていうのはレジリエンスだと考えているんですね。それはもちろん性別に限らず、人種であったり、障害の有無であったり、これはいろんな観点があると思うんですが、その中でもやはり大きな一つとして性別というものがあると考えています。ですので、現状をこの慶應義塾大学の女子学生の割合が低い、これは日本全国では男女の人数の差はほとんどないわけですから、その点でおかしいわけですね、男女比が違うというのは。進学率が男女で差がないのであれば慶應義塾も男女比は同じであるはずですよ。

國武：いや、そうですね、例えば進学率というところでも、例えば女子大がありますね。国立ならお水女子大学、まあ最近ちょっと偏差値は落ちてきてますけどそれでも基本的に早慶と同じぐらいだと思っているので、そちらに行く人もいますし、五千円札の肖像になられた塾、津田梅子さんの津田塾大学とかもある中で、大学によって当然男女比が出るのはさっきの学部の違いというので、当たり前かなというふうには思いますし、仮にそのダイバーシティが大事だという話であれば、全学部ではなくて男性が多いところの学部限定してこの支援を行うべきじゃないですか。そうだとすると看護医療学部の人でもこれ対象ですけど、看護医療学部って女性が95%ですよ、そこを食の支援の対象から外すべきだと思うんですよ。もしその理論でいけば、経済学部、法学部、SFC、あと医学部におい

てこの支援を女性に行うと同時に、文学部、看護医療学部、薬学においては、男性限定に食の支援を行うのであれば、少なくとも私はいいのかなというふうにはいいのかなというか、受け入れるんですが、全学部を対象にしているのに対して、看護医療学部とか文学部とか薬学部の人でも、その支援を受けることができるっていうのはそれはダイバーシティのためではないですよねとは思いますが。少なくとも大学はもう少し考えて欲しかったなと感じます。

内田：はい。ちょっと横入りするような形で申し訳ありません。先ほどの例えば学部に特定して支援を例えばするとすると先ほどから國武議員がおっしゃっている、例えば看護医療学部には男性に対する支援を与えますってなると、それこそその部分でもまた、差別っていうものが生まれてきてしまうんじゃないかなっていうふうには思うんですがそちらに関してはいかがでしょうか。

國武：差別は生まれるとは思いますが、許容可能かどうかという部分で差別であるけれども、女性だけを優遇するんじゃなくて、この場合においては女性を優遇・この場合において男性を優遇、とするならば差別だけど、許容はしますという話をしています。なので大学のダブルスタンダードを批判してるんであって、両方が差別であるという見解は変わります。ただ差別だけど、許容はするっていうのが、立場として一つあるのかなというふうには思います。

執行役員 舟山純平：先ほど大学のダブルスタンダードに関して批判されてるというふうにおっしゃってたかなって思うんですけども、ちょっと単純な疑問として食以外の部分で男性が慶應義塾の施策で有利になっている部分があるかどうかについて検証されてたりはするのでしょうか？

國武：私個人的に進学塾を経営してまして、入試においては、まず附属校の数っていう点で男性が増えてしまうっていうのはあると思います。慶應女子ですとか、普通部、湘南藤沢は確か共学でしたっけ、だと思んですけどその段階でまず内部生で男性が多いという構造的な問題があると思います。ある意味男性の方が慶應の内部の定員が多いので有利というところだと思いますが、大学の一般入試 AO 入試という点で言えば、かなり女性の方が優遇されているというふうに思っています。なぜかといいますと、例えば、慶應義塾大学法学部法律学科と政治学科の総合型選抜うちの中からも何人か進学してるんですけども、明らかに統計的に非常に優位な方の女性の方が受かりやすいんですよ、男女別合格率とか見ると。同業者の中でも AO 入試の業界では、女性が男性の数倍受かりやすいよっていうのはもう共通項になってるぐらい、既に見えない形でのアフターマティブアクションが行われているっていうふうな警鐘といいますか、そういう認識はあります。

舟山：はい、ありがとうございます。ちょっと 2 点確認したいんですけどもまず要は、食に関して女性向け支援をするなら男性向けの支援をするべきだっていう多分ご主張かなっていうふうにここ認識間違いはないですかね。

國武：男性向けというか性別関係なく経済的な部分を支えるっていうところで、間口を広げるべきだとは思いますが。

舟山：はい、なるほどつまり要は男女間の格差であれをするべきではないという所かな。ただし、もしその学部ごとに男女の差がある場合はその学部単位であれするのであれば許容できる差別ではあるかなというふうにご主張かなというふうなことだと思うんですけども、例えば、我々がもしこの議案が可決されて勧告をするというふうに当たってちょっと確認したい事項として、食以外について男性が優遇されているからこそ食が女性に対して優遇されていたみたいな、っていうのは、その國武議員は容認できるものではないっていうかな。ごめんなさい。私がこのデータをすぐに出せるものではないので怪し

いかなというふうに思うんですけども、どっかで見た話としてそもそも、生物学的な性の違いとして女性の方がスコアを取りやすいみたいな研究があったかなとちょっとものすごく曖昧な話をして申し訳ないんですけども、もしご存知だったら、そういった点においてそれはアフーマティブアクションであるのかどうかというのを國武議員の見解を伺えればなというふうに思います。

國武：はい、食の支援以外の部分についてはまさにこの次の議案、食の支援以外にはアフーマティブアクションに反対的な姿勢を示すべきであるという主張をするのですが、その部分は次の議案のところで回答します。で、そもそも、女性の方が発育的という話ですかね。おそらく AO 入試においてコミュニケーション能力は一般的に、女性の方が 17・18 歳で発育がいいから、女性の方が AO に受かりやすいってだけで、それは決して男性を差別しているわけじゃないって話ですね。

舟山：単純スコアで比較したときに女性の方が受かりやすい、ようは慶應義塾がアフーマティブアクション、見えないアフーマティブアクションとして女子学生を優遇しているというわけではなく、単純なルールメイクされたものに基づいて女性の方がスコアを取ってただ単に入学しているのじゃないかという可能性はどこまで否定できるものなのかなというのを確認できればなという。

國武：はいそうですね、ある程度はもちろんあると思います。それは一般的な学力試験においても小学生の高学年ぐらいは女性の方が発育段階的に勉強の点を取りやすいとかもあると思いますが、それでも自分が持っているデータとしてこれ慶應義塾大学に限らず、基礎型選抜において明らかに特に理工系学部または中堅大学の理工系学部、上位大学の全学部において、女性の方が明らかに受かりやすい、少なくとも統計的なカイ二乗検定をデータを独自に集めて行ったのですけれども P イコール 0.05 以下で有意な差があるというデータは持っていますし、個人的な運動としてそれを文部科学省の方にも送って文科省の方で問題にしている最中でございます。

舟山：ただ統計的に女子学生が受かりやすいっていうのは事実かなと思うんですけども、それを因果関係が、見えないアフーマティブアクションであるというふうに推論付けられる根拠っていうのが、知りたいなというふうに思っているんですけども、そちらでご説明いただけたりしますか。

國武：そうですね。そこを今この全塾とは関係ない個人的な自分の進学塾の範囲で検証はしている最中です。ちょっと今言うと、そのデータのあれに影響がある可能性があるんで、論文にもしたいと思っているのでさせていただきますが、検証はしていますし問題があると思っていますし塾の経営者の中では、もうほぼ共通認識。もし AO 入試で入られた人がいたら、そういう話は当然知っている話なのかなというふうには思います。以上です。

舟山：既存研究としては逆に言うとなんという認識ですかね。

國武：慶應に関してないですが別の大学については、あります。関関同立の中のどこかの大学なのですけれども、あります。はい。

舟山：それはアフーマティブアクションによって、その女子学生が、入試で優位にされていたという研究ですかね。

國武：研究というか、大学自体が女性を優先的に入れました、と。入試要項には書いてないけど、インタビューでその学部長が答えているのとかがあったりとかそういう話です。

舟山：なるほど、ありがとうございます。もう一点だけ質問ですが、たくさんすみません。申し訳ないです。例えば我々が全塾協議会としてこの施策を批判した結果、可能性としてこう言った支援がなくなるという、それは今回のアフーマティブに関するアクション以外にも、慶應義塾がやろうと思って

いたアクションがあったとしてそういったものが中止になってしまった結果、最終的に塾生に還元されるものとか、塾生の総合的な支援の量っていうものが減ってしまう可能性があるっていうのが考えられるかなと思います。例えば今回は地方の女子学生への支援だったかなと思うんですけども、多分慶應義塾には地方の女子学生が何人かっていうデータを持っているかなと思うんですけども、要はその量に対して十分な支援が出たかはここから始めようといった可能性も否定できないかなというふうに思っていて、そういった特定のジャンルに絞ったアファーマティブアクションというものを一律に禁止、我々が批判するとすると、全ての学生とか全ての状況において平等に支援がされるといった形になるかなと思うんですけども、それをできるだけの体力が現実あるかないかが議論点だなと思っていて、支援が減ってしまう可能性があることは、認識しているでしょうか？

國武：はい、要はこの批判したことによってつまりそもそも学生の予算にプラスして女子の支援が今回行われていたとしたら、今、その学生支援としては増えているけど、それを無くしたらその分がそのまま消えてしまうっていう話ですか？

舟山：いや、ちょっと違っていて、要は今回は、地方出身の女子学生に支援する機会があったので、そういったことができる、じゃあやろうというふうな形になっているかなというふうに思うんですけども、例えば今後慶應義塾内でも慶應義塾外からでも、そういった話があったときにただそれはアファーマティブだからやめようみたいな。今後将来発生するであろう支援に対して、ある種制限をかけるような形になるかなというふうに考えております。そういった制限によって、今後もらえるはずだったものを、少なくとも日本国内においてアファーマティブアクションが完全に悪であるというふうな論調には、少なからずなっていないかなというふうに思っているんですけども、そういったその他の企業からアファーマティブアクション的なものやりませんかみたいな話があったときに断らなきゃいけないような形になるのかなというふうに思います。そういったことによって塾生が得られた可能性のある支援が最終的に減ってしまう可能性があることについては是認なのかなというふうな形です。

國武：はい。理解しました。元々のバジェットの中の話じゃなくて外部から話持ちかけられたときにそれを断ったら、あるべきものがなくなっちゃって、その支援を受けられる人がいなくなっちゃうかもって話を受けたんですけども、それは当然に社会正義のために仕方ないと思います。大学としてまさに社会の先導者としてあるべき姿を示すそういった点で、決して、むしろお金につられて差別をしてしまっただけは、あの福沢諭吉先生も天国で浮かばれないと思っておりますので、そういった部分についてはそれよりも大事な部分があるというふうに考えております。

舟山：ご回答ありがとうございます。社会正義のためにという論調は一つ納得できる部分かなというふうに思うんですけども、要はこれが果たして塾生の民意であるかどうかというのに関しては、これ検証されたのかなっていうのもちょっと確認したくて、要は、今回これは悪である・差別であるというふうなことっていうのは多分國武議員が当選されたことによって少なくともこれが過半数とは決して言えないですけども少なくとも票数の一部に関してその民意が反映されてる部分なのかなというふうなのは、感じ取れるところではあるんですけども、この声明を出すことによって現実的に得られる利益の不利益を是認できるかどうかというところまで、國武議員が民意を反映してるかどうかというのに関してこれ検証されてたり、もしくはアンケートを取ったことによってわかっている事実だったりするのかなっていうのは一つ確認できればなど。

國武：はい。私がアンケートを行ってしまうと回答者に偏りが出てしまうので、まさに調査を行うと

いうところを勧告に入れることで全塾協議会として補欠選挙と代表選挙のときに、別々の Google Form で回答する人は興味ある人だけになってしまうので任意回答でどう思いますかというのを聞くというのが一つ、むしろ逆にお願ひしたい部分として入れているところでございます。もちろん過半数超えるかっていうと、ほとんど半分以上の人は、そもそも知らなかったっていう人がほとんどで関心がある人の中でどうなのかっていうところになっちゃうと思うんですが、これはもちろん民意もそういった違和感の声、私の当選した事実は、これ過半数出てるわけではないですが、そういった民意がある程度少なくとも 1%、堤秘書も、私と政策が同じというところをアピールして、ある程度あるというところは、最低限。それによって不利益が生じる、つまり、支援が受けられなくなる。一部の人は損する場合がありますよっていう部分は、もちろん知らない人は、多いと思います。ただ、民意がある、もし仮に、アンケートはすべきだと回答したとして 8 割が賛成してるから差別をしていいのかというところそういうわけじゃないと思うんですよね。LGBT の人だって 20 人に一人いたとして、でもそのうちのほとんどが LGBT はどうでもいいと言ったらその人たちの人権はどうでもいいのかって言ったらそういう訳では決してないと。ここはまさに私の全文のここに入れてる旧優生保護訴訟における草野光一裁判官の言葉、旧優生保護法が衆院議員と参院議員とも全会一致で成立したという事実は憲法違反だと明白な行為でも、異なる時代や環境のもとでは誰もが合憲と信じて疑わないことがあることを指していると思います。まさに民意だけでは人権を侵害してしまうようなことをしてしまうことがあるというふうに思っているの、決して民意ベースでやるというのは、ある程度違って、民意ベースももちろん、ある程度意見があるというのは普通だと思うんですけれども、その上で、本当に人権侵害なのを認めていいのかっていうところはまた別の次元の話なのかなというふうに思ってます。はい。

舟山：そうですね。民意だから差別をしてはいけないというのは非常に正しいかなというふうに思いますが、アファーマティブが差別であるということに関してはまだ結論が出ていないという話だと思います。例えば日本では障害者雇用促進法があるかなと思うんですけれども、捉え方によらずともこれは基本的にはアファーマティブだというふうに僕の中では認識していて、少なくとも、これが差別であるということに関してそうであるというふうに言えないのではないかなという。アファーマティブが差別か差別じゃない状態において、というときこそ民意が反映されるべき事案なのかなというふうには考えているんですけども。

國武：確かに障害者促進法とかもあれば明らかなアファーマティブなアクションですかね。法定雇用率で罰金払わないといけないっていうところだと思うんですが、それと男女で違うところ、どこが違うのか。私はちなみに、障害者の福祉法は賛成の立場ですけれども、なぜ駄目なのかと言いますと障害者福祉というのは明らかに本人たちのどうしようもできない部分で雇用が制限される。例えば、身体障害者だったら、少なくとも肉体労働にその人が就くのは非常に難しいというふうがあります。ただし、逆に今回地方の出身者についてはこれ非難の対象に、入れてないんですけれども、地方だから東京の大学来にくいこれ実際ありますし、統計的にも、例えば九州地方と東京では進学率 25%の差があります。男女差の 0.何%とか比べたら、だいぶ大きな問題でこれ地方出身への支援だったら、合理的な根拠がある。差別だけれども許される。正当な差別というか合理的、許容せざるを得ない差別だというふうに考えています。

ただ女性というところで言うと、女性だから大学に入れないというのは、今現代でありますかという話で。男性が助産師になれないとか、歯科衛生士の学校は女性しか募集していないとか、女子大に入れ

ないというのがあっても、逆でないんじゃないかなと思って。こういう質問来るかなと思って参考資料に入れてるんですが、参考資料文献リストの中の下の2番目ですね、あなたは子供の頃に親家族から勉強について男の子だから、女の子だからというふうに性別を理由に制約を受けたことや何かを推奨されたことはありますか。というものについて女性についてはどんどん減ってきてるんですね。これ素晴らしいことだと思います。ただ男性についてはむしろ昔と変わってないというか、むしろ親から進路の干渉を受けてるとデータがあります。このところを見ても女性だけが何らかの制限を受けていて、慶應義塾大学とか、理系に行けないという構造的な差別というものは存在しない。なので障害者福祉とかも労働的な例えば足が動かないのであれば、足を使った労働ができないだから、そういった仕方のない差別をして優遇しようって話は理解可能なんですけど、今回においては、女性の比率を上げること自体が目的になってないですかという。もし女性が仮にももちろんものすごく不遇なあれで女性は高校に入学できないとかそういう時代であれば、何かそういうのがあってもいいと思うんですけどそういう差別はない中で、それをやるのは許されないアフーマティブアクションじゃないかなというふうに思っています。

舟山：ありがとうございます。多分これ持ってきてるデータが間違ってると思って。食の支援ってことは生きるために、ご飯を食べなきゃいけないということに対する支援ということですよ。つまり、地方から来て、自立している女子学生を対象としているかなというふうに思うんですけども。その場合、親から制限を受けたどうのこうののではなくて、現在、その女子学生がどういう収入状況で、どういうふうなものにお金を使っていて、その分の中で食費に制限が男性よりもかかっている、だからこそ支援をしなければいけないというようなデータが本当にそこによって差別がないのであれば、確かにそれは間違っているかなというふうに思うんですけども。そこに関して何かあったりしますでしょうか？

國武：もちろん用意しております、これ前回の、撤廃に関する決議のときに示しているデータなんですけど、探しながら伝えますと、これそもそもXの方で大学公式が言ってるのは、女子学生の方が居住費がかかることを踏まえての支援ですっていうふうにマークでつけているんですよ。今回の大学の回答は女子率上げるためというところで、困窮支援ではないのか、困窮支援なのかというところ大学の回答が二転三転しているところまず、前提に入れてほしいのと、食費については女子学生の場合、多くの仕送りを得ているというデータがございます。これはまだ、単にその食品にかかっているのではなくてそもそも収入ベースで女性の方が学生としての収入が大きい、大人になってからの収入の格差は男女であります。ただそれがパートが多いとかいろんな話あるんですけど、学生時代のバイトの時給において男女の差があるというデータは今のところまず存在していない。その中で親からの仕送りが女性の方が平均して、3万って書いてるのかな。3万円多いというところで女性だけが経済に貧しいという根拠は必要ないのかな。

そもそも根拠を示すのは大学側の仕事であるのでこっちからとしては、実施の根拠は足りないんじゃないかなという指摘をさせていただいているところです。食費にこれ学生に限ったものではないんですけども、20代の食費にいくらかけてるかというデータもございまして、SBI新生銀行の調査によりますと、食費一食あたりかけるお金っていうのは女性の方が多いですね。つまり、女性の方が、昼餐済しているというデータが、SBI新生銀行の調査で出ております。なので少なくとも食事支援が必要なほどの困窮状態に女性のみが置かれているというのは否定される前提なのかなと。むしろ大学側がそれを超えるデータを示す必要があるのではないかなというふうに、考えたんです。

舟山：ありがとうございます。そうですね。実施するタイミングでこういう理由に基づいてやってますっていうのを明確的なものを示すってのは大学の仕事かなというふうに思うんですけども。それを批判するならば我々もそれ相応の理由をもってすべきかなというふうに思っております。重要なデータが欠けていると思っていて、要は、食費にいくら使わなければいけないのに、他のものにいくらかかっていて全体のものから圧迫されている。これが食費の困窮に対するものだというふうに思ってるんですね。なので、たくさんお金をもらっているからといって、食品に使える分が十分確保されてるよねというふうに言えるとは思えませんし、例えば、女性の方がたくさん食費にお金がかかっているというのであればむしろそれは贅沢と言えるのではなく、必要な支出が多いのではというふうに捉えることもできるのかなというふうに思っております。

國武：必要カロリーは男性の方が多いので、普通に考えて同じおにぎりとかを買って、カロリーを摂るとなれば男性の方が普通は、統計的に全体として見たときにお金がかかるはずです。それにもかかわらず 20 代において男性の平均が一食当たり 624 円、女性の平均が 696 円というのはこれあの、弁当持参や、家でご飯を自分で作る時を除いて何か購入するときの平均のなんですけども、そう考えると、例えばですが、この 60 円の開きで考えられるのは、ヨーグルトとかなんか美容系のものを買っているとか。でもそれって本人が趣向で買ってるものであって、生きるために必要なカロリーの摂取のためにかけてるお金じゃないじゃないですか。そこに対して大学が果たして慶應義塾大学という学校法人として特定の性別に支援を行う理由としてふさわしいのかというと、ん？思ってしまった。

あと、20 代の男性餓死者、栄養失調者の厚生労働省の基本人口動態調査によると、これでも数自体が少ないですけど男性の餓死者が大体 80 人ぐらいいるのに対して、女性の餓死者は 4 人とか 5 人っていうところを踏まえると、このそもそも根拠がないというか、それを根拠にして、支援するのも、おかしいし、それこれをやったから女子学生が増えるかっていうところも正直微妙だなとは思っているということですね。はい。

舟山：すみません。ちょっと私ばかり喋るのも長くなってるんでちょっと 1 個だけお伝えしたいなというふうなことがございまして。必要なカロリーがこうだからこうっていうのは、一つの食に対する観点ではあるというふうには思っているんですけど、それがイコール、必要な食費等をリンクするとは考えられなくて。というのも、人間は社会的な生き物であるのでもちろん 1 人でご飯食べることもありますし、要は人と食べるということもありますし、食っていうものが様々な方向に影響する。それは美容、本当に果たして美容を全くする必要がないと、言えるのかどうかそれは、それを現在の社会がそれを容認しているのかどうかっていうのは十分話さなければいけない観点かなというふうに思っています。ごめんなさい。ちょっと最後に喋るんでちょっともう少しだけ喋らせていただくと、もちろん食に関するデータっていうもので一定程度その女性の方が優遇されてる可能性があるっていうことも考えられなくはないですが、ただし現状のデータのみをもって支援の必要性が男性より少ないと明確に誰もが納得する形で言えるかどうかっていうのは、まだ疑問が残る部分なのかなというふうに思います。少なくとも現状の塾生がどう思っているかどうかっていうものに対して、これは執行部の課題でもあるのかなというふうに思いますが、もう少し調査が必要であるというふうに考えております。というのも、この事業、慶應義塾の事業が正しかったというふうに私は言うつもりもないですが、すなわち悪であったというふうに言えるだけの根拠としてはまだ薄いものがあるのかなというふうに思っています。これを、必ず悪であるというふうに断定するというのは相当難しいというふうに思ってるんですね。それは食べ

るものっていうものに対する影響の広範性であったりとかこれを、もうすなわち悪であるというふうに言えるのであれば全世界で多分アフーマティブアクションは、すぐに悪であるというふうに言えてると思うんですね。それがこの問題の難しさでもあると思うんですけども。だからこそ、もちろん我々も、すべきことではありますし、國武議員が独自に調査されてる部分もあるし、多分他の活動とかでやられてる部分もあるかなと思うんですけども、即糾弾されるべき事項ではなく、まだ我々の調査ができる範囲のものではあるのかなというふうに考えています。すみません。私から長く喋り過ぎました。以上です。

塾生議員 岩切太志：はい。今いろいろお聞きした中で感じたことという感じなんですけども、そうですね、やはりいろいろな影響であったりとか、その議論の余地とかも含めた上でちょっとまだ私はこの段階で全塾協議会としてこの議員の3分の1として賛成することはなかなか現段階では難しいのかなと思いました。あと今回その声明を出していただいた協生環境推進室の方と直接議論する場であったりとかっていうのはなかなか設けることは難しいのでしょうか？

國武：そうですね。いや、今のめちゃくちゃいい案だと思ひまして。非公式にその今執行部の方で役割捉えてると思うんですけど、執行部、議会、担当者で、議会ではなく非公式なヒアリングの場を設けるという形であれば今回勧告は取り下げではなくて調査を行うことまでにして、ヒアリングの場を設けるよう求めるっていう形に修正するのはありかなというふうに思ひました。以上です。

亀井：僕の感想を一点申し上げたいんですけども、リセマムメンバーズのこの仕送り額の話で、これがかなりこの今回の件の根拠としてはかなり大きな意義を持っているというか、かなり直接的に関わってるものだなと感じたんですけども。僕はこれを見て、やはり女子学生の支援は必要だなと感じたんですね。なぜなら、これは仕送り額っていうのは、実際に受け取ってる額ですね。それだけやはり女子学生は必要なんですよね。逆を言うと、これをこの金額を出せる家庭しか、この東京に一人暮らしをさせられないんですよ。僕はそうとしか読めなかったんですけど。

つまり、そのやっぱりその食事だけじゃなくていろいろお金がかかる中でここはどうしても切り捨てられないっていうのは人それぞれあると思います。食事をそれこそ本当に必要最低限の食事で済ませられることができる人とそうじゃない人がいると思います。美容に関しても、0にできる人とそうでない人がいると思います。その中でこの優先順位を考えたときに、ここまでは切り詰められないからやはり自分は東京には出られない、地方に残るしかないんだっていう選択を迫られるし、余儀なくされている人っていうのは、これを見る限り僕は多くいるんだろうなと推測します。

國武：確かに、女性にもそういった方が多くいるというのは、これから読み取れますが、だとしたら、経済的基準のみで選抜して最終的に偶然女性の方が多くなったっていうのは、あり得ると思いますが、入口の段階で、一般的な女性より貧しい男性というのも当然あるのでそれを排除する必要性は1ミリもないと。結果として女性の方が今困窮してるから、採択者の7割が女性になりましたそれはそうだったんですねって話なんですけど入口で弾く必要性っていうのは、ちょっとどうだろうかというふうに思ひますし、自分は逆にこのデータを見て、贅沢をしてるんじゃないかなというふうに思ひてしまいました。

強いて言えば唯一、許容可能なあれとしてはセキュリティの高いところに住むとか、ぐらいたとは思ひうんですけど。にしてもそれは結果で、今貧しいから支援しようとしたら、偶然女性の方が多くなったっていうのしか許容はできないですね。入口段階でより貧しい今困ってる男性の人を、排除するっていうのは、あまりにかわいそうじゃないかなというふうに思ひます。



亀井：それは別の支援でやっていることでもありますので、それにプラスして、地方の女子学生がこのデータをその協生還環境推進室が見てるかわかりませんが、その他様々なデータを見て、地方出身の女子学生が困っていると。なので、それはまた民間企業から持ちかけられたというのもあるかもしれないかもしれませんが、重点的にそこを支援していこう、地方出身の女子学生が慶應義塾に来るのを諦めない、そういう慶應大学っていうのを作っていこうという意志には見えました。以上です。

國武：なるほど。だとしたら、大学としては貧しい男性よりも、貧しい女性に来てほしいというステートメントを出して男性に頭を下げるのが筋だと私は思います。差別をどうしてもしたいのであれば、ごめんなさいうちの大学は、今女性に来てほしいんです。貧しい男性の人より貧しい女性の人の方に支援します。ごめんなさい。この一言がやっぱあるかないかは、すごく高校生に影響を与えていると思いますし、慶應義塾大学の姿勢として、評価がわかれるところなんじゃないかなというふうに思います。もちろん、私政策系にも関わってるので、女子学生が多い方が今文部科学省からたくさん補助金が出るっていう事情も、もちろんわかっているんですよ。大学は多分、本音では、補助金が欲しいから女子枠を作ってるし現に今、理工系の女子枠作ってる所も文科省からの助成金補助金が欲しいからやってるっていうのはわかるんです。ただ、ここはあくまで塾生議会なので文部科学省を批判するということはしません。ただ慶應義塾が、そういう事情がある。文部科学省から補助金が欲しいから、女性をどうしてもそういう優遇してるという声が出て仕方がないことをしていると。本当はしたくないけど、大学の、慶應義塾大学がお金あるって勘違いされがちですけどそんなじゃないですか。そういう事情があるんです、ごめん男子学生の皆さんごめんなさい。ただ「申し訳ございません。」その一言があれば、おかしいと思ってても、存続がかかっているんだしたら、慶應義塾大学を批判するのはお門違いだし、仕方ないなって許してくれる人はいるんじゃないかなと、逆にそう慶應義塾大学が言ってくれば、問題は、慶應義塾大学じゃなくて、文部科学省の問題であるので、やっぱりそういう事情がある。お金が足りないから、女子を優遇する。補助金が欲しい。そう正直に言って欲しいところですね。

亀井：ありがとうございます。他に質問発言等ある方いらっしゃいますか。

内田：はい。今、議論させていただいた内容非常に、支援が必要だ、支援が必要ないっていう意見ございましたが、非常に多種多様な意見があることと思います。その上で私が執行部から伝えさせていただきましますのは、先ほど國武議員がおっしゃっていただいたように非公式という形にはなりますが、執行部に対して一度、協生還環境推進室、もちろん回答がいただける、その場がいただけるということも、お約束はできませんが、執行部の方である程度、聞き取りの場を設けさせていただくというのが、一番この場においてはベストなのではないかというふうに、私の方からご提案させていただきます。

國武：これまでの議論と先ほどの岩切議員のご意見もありまして一部議案を修正したいと思います。こちらについてステートメントの部分と勧告の部分と、この通り修正という形で議案を修正いたします。ステートメントの部分は、「引き続き検討を続ける必要がある。」に修正し勧告については、「調査を行うとともに」までは同じで、それ以降の「執行部・塾生議会・慶應義塾の三者議論の場を設けるよう努めること。」実現可能性というところもあるかと思うので「努めること」というふうな勧告内容にさせていただきました。以上です。

亀井：はい、ありがとうございます。本件に関しまして質問意見等ある方いらっしゃいますか。大丈夫ですかね。ないようですので議決に移りたいと思います。賛成の方挙手をお願いいたします。はい。では本件は全会一致で可決されました。

### (13) 塾生議員 國武悠人 全塾協議会塾生議会政策推進規則改正に係る議案

塾生議員 國武悠人：議案について6を7にすることと、「反対すること」を「慎重な立場をとること」に修正します。理由については、アフーマティブアクションについての是非については先ほど議論したので、飛ばしますが、そもそもアフーマティブアクションについて、規則で言及することについては、カーボンニュートラルですとかそういったいわゆる社会政策に関する言及もこれまで見られるので、前例から見ても、そういったところに言及するのは不自然ではないかなというところがございます。以上です。修正の上、質疑、移っていただきたいと思います。

議長 亀井佑馬：はい。では、本件に関しまして、質問発言等ある方いらっしゃいますか。

塾生代表 内田光紀：はい。慎重な立場を取ることというのは、具体的にといいますか、賛成も反対もしないが、そちらに関しては、議論を続けていくというような認識でよろしいですか。

國武：そうですね。ちょっと「反対すること」だと、先ほど執行役員の方からご指摘あった通り、全部のアフーマティブアクションに対する批判、確かに、許容すべきアフーマティブアクションもあるというところがございますので。要は統計的に見たりですとか、明らかに不自然、本当に不遇な人への支援は必要だと言いますし、障害のある学生に対して何か支援するとか、アフーマティブアクションだとは思いますが許容されるべきだと思うので、アフーマティブアクションだから全部 OK ではなくて、その正当性について引き続き、この議会というところでも、議論を進めていくべきじゃないかなというところで、慎重に議論をする。大学で行うアフーマティブアクションというのは、議会で慎重に議論する、検証していくべきものであるという、意味として込めております。なので修正後は「差別のおそれのあるアフーマティブアクションに慎重な立場を取ることと義塾の品位と尊厳を維持し、塾生の基本的人権を擁護すること」という形といたします。ただ一応、付言という形で、カーボンニュートラルについても全世界的かということ、そういうわけではございませんし次回当選すると言われているトランプ大統領も EV 反対というふうに言ってきて、アメリカも中国も EV、あまりすすめてないという形だと全世界的か、かなり議論があるところなので次回以降ちょっと修正の可能性があるのかなというふうには思います。以上です。

亀井：すみません。ちょっとあまり固まってない意見で申し訳ないんですけども、アフーマティブアクションという単語を入れるかどうかは議論の余地があると思っていて。単に「差別に反対すること」で、義塾の品位と尊厳を維持し塾生の基本的人権を擁護すること」でも、おおむねその言いたいことは達成できるというか。何かここにあえて議論を巻き起こすようなアフーマティブアクションという単語を入れるっていうのは何か意味というか、ありますか。

國武：目的としては、今後やっぱり慶應義塾大学の方でも女子枠の議論等が、当然に文部科学省の方からの助成金関係で出てくると思うので。そこへの牽制という趣旨も含まれます。はい。そうですね。牽制というか、大学が行うにあたって、塾生議会はそれを検証、しっかり見ているぞというアピールというところで、あえて入れてるという形なんですけど、アフーマティブアクションでない差別もあり得るといって逆の観点から見ると、「アフーマティブアクションなど」にしてもいいのかなと思います。が、いかがでしょうか？

亀井：なんかこう、やっぱり全塾生にすんなり受け入れられる形にするべきだと考えているので、そういう点ではやっぱり削って単に「差別に反対する」にした方が受け入れやすいかつ、目的はしっかり達成できる文章になるのかなというふうには思います。

國武：塾生代表の意見はいかがでしょうか？

内田：そうですね。個人的に感じておりますのは、もちろんその全塾協議会は、慶應義塾を監視していくということもちろん、大切だとは思ってはいるんですが、あくまで別に敵対をしているわけではないので、個人的な執行部としての意見としましては、より受け入れやすい「差別に関する政策」の方が、一般的にも、よろしいのかなというふうには考えております。また、そのアファーマティブアクションに関しまして何かあるようであればまた議会にて國武議員の方からご提出いただけたらと思いますし、また他の議員の方も今回のことを受けてまた見ていかれると思いますので、今回に関しては、差別という文言に変えた方がいいと考えております。

國武：はい。そうですね。そうすると「差別に慎重な立場を取る」だと、ちょっとやばいので、そうすると「あらゆる形の差別」とかですね。そうなれば当然アファーマティブアクションの問題もアファーマティブアクションが差別なのかどうかっていう議論がもう入ってくるのでありかなというふうに思います。修正案をすぐを書くので、その間にあの方の意見があれば。

亀井：はい。では他に質問・意見等ある方いらっしゃいますか。はい、ありがとうございます。これが政策推進規則の7番項に入るということで、何か質問・意見等ある方。大丈夫ですかね。それでは議決に移りたいと思います。賛成の方挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。本件は全会一致により可決されました。しかし本件議案は塾生議会規則第8条第2項に該当いたしますので塾生代表に再議の有無を確認したいと思います。それでは塾生代表、本議決に対し再議の要請をされますか。

内田：いたしません。

#### (14) 塾生代表 塾生議会補欠選挙の告示日に係る議案

塾生代表 内田光紀：はい。こちら塾生代表の私の方からご提出させていただいた議案となっております。こちらに関しましては、次回の選挙に向けました規約の改正となっております。次回の塾生議会選挙および塾生代表選挙がほとんど同時に行われるということで、こちらの開始日を、一緒にスタートしたいということに基づいた規約です。大変失礼いたしました、これ告示日にかかる議案ですね。大変失礼いたしました、こちら次回行われます塾生代表選挙と塾生議会補欠選挙の日程を同時に始めるための延長となっております。承認のほどをお願いしたいと考えております。よろしくをお願いいたします。

議長 亀井佑馬：はい。それでは本件に関しまして質問意見等ある方いらっしゃいますか。特にないですかね。はいそれでは議決に移りたいと思います。賛成の方挙手をお願いいたします。本件は全会一致で可決されました。では、次の議案に移りたいと思います。

#### (15) 塾生代表 全塾協議会選挙投票規則改正に係る議案

塾生代表 内田光紀：はい、こちら執行部よりご提出させていただきました議案でございます。皆様におかれましては15号の2番ですね、規則の改正についてご覧いただきたいと思います。こちらに関しまして、第8条告示の3項、4項、5項に関して修正させていただきました。こちらに関しましては先ほど申し上げましたように、塾生代表選挙および塾生議会選挙を同時に行うために統一を図りたいということを目的といたしまして追加させていただきたくお願い申し上げます。以上です。

議長 亀井佑馬：はい。それでは本件に関しまして質問等ある方いらっしゃいますか。

塾生議員 岩切太志：この赤字のところ、この第8条の第5項のところ「塾生議会選挙と塾生議

会選挙について」になっているので「代表選挙と塾生議会選挙」についてかなと思います。

内田：こちら「塾生代表選挙および塾生議会選挙について」の間違いでございます。申し訳ございません。文言のミスのためこちら「塾生代表選挙と塾生議会選挙について」と読み替えていただければと思います。大変失礼いたしました。

亀井：他に質問等ある方、いらっしゃいますか。ないようでしたら、議決に移りたいと思います。賛成の方挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。本件は全会一致に可決されました。しかし本件議案は塾生議会規則第8条2条2項に該当いたしますので、塾生代表に再議の方も確認したいと思います。それでは塾生代表、本議決に対し、再議の要請はされますか。

内田：再議の要請はいたしません。

亀井：はい、ありがとうございますでは、本件は成立いたしました。

### (16) 塾生代表 契約締結権行使の解釈に係る議案

塾生代表 内田光紀：こちら先日議会に提出させていただきました契約権行使に係る事案となっております。説明といたしましては、こちらの執行部規則第3条に基づく契約権の解釈に関しまして以下のものを契約締結権として認めてよいかという確認事項となっております。

議長 亀井佑馬：質問等ある方いらっしゃいますか。では私から質問なんですが、これは逆に言うところ以外は契約には含まれないという認識で大丈夫ですか。

内田：こちら以外の契約とみなされるものがあれば追加させていただきたいという気持ちではございますが何か思い当たるものがございますでしょうか？

亀井：いえ、特に今何かぱっと出てきているわけではないんですが。

塾生議員 國武悠人：契約締結権って要は、対外的な代表権のことを言ってると思うんですけど、そもそも代表権で全てが含まれるので、わざわざ三つに制限してしまう必要はそんなにかないのかなと思うんですよ。自ら三つに制限した理由ってありますか。

内田：いや、特にこちらの三つに制限する意図はなく、解釈の一致が、こちらに関して執行役員が契約を締結した際に、議会の方で、認識が異なることが起きないようにするための議案でございますので、そのように見なされるのであれば、特に問題はございません。

國武：でしたら、そもそもこの執行部規則の第2条のところで代表権というのが「塾生代表は」というふうにあるので、自明なのかなという気はして。むしろ縛ってしまうと、何か隙間のような事案が出てきたときに、もう1回議会で解釈を図る必要が出てくるという観点から、今の自由な状態の方がいいのでは。もし代表が勝手にいろんなことやってしまうタイプの人だったら縛ってしまった方がいいんですけども、現代表においては、少なくとも私はそんな懸念は一切ないので、自ら縛る解釈をする必要はないのかなと。

むしろ今回の議案からちょっとずれるんですけど、仮にするとすれば執行役員に契約締結権がないことを明示しておく必要があるのかなと。ただ対外的な会社とかと取引する時に、代表権は基本的に取締役にあるので、執行役員が「全塾協議会における代表権を持つ取締役に相当するもの」と誤解されないような解釈をするが大事なのかなというふうには思います。代表が代表権を持ってるのは、一般的な解釈として自明なので、個人的には取り下げられた方が、自由にできるのかなというふうには思います。

亀井：一つ確認いいですか。「契約締結権という大きな枠組みの中に、この三つが含まれるかどうか

の確認という議案」という解釈に基づけば今の指摘は、当たらないというか。この議案をこの議案として取り扱って、もしその執行役員に関しての議案はまた出すのであれば、また来月という形になると思うんですが、一旦この大きな丸の中にこの三つが飛び出ていないことの確認というところで、よろしいですか。

内田：そうですね、亀井議長の認識でお間違いないです。

亀井：なんか数ヶ月前の議会で、契約締結がどこまでかみたいな話が一瞬上がった記憶はあって。先月6月に議会でその話があったとは思うんですけど。それで、多分この認識をすり合わせたいなという話なのかなとは思いますが。一旦大きな丸の中から飛び出てないかっていうのを議案なのであれば自分は異論はないので一旦出していただいて、今後またもっと細かいところを決めていくっていうのであればそれでも構わないとは思いますが。

内田：こちらに関しては大変申し訳ないのですが取り下げさせていただきたくお願い申し上げます。

### (17) 塾生代表 執行役員の任命に係る議案

塾生代表 内田光紀：はい、こちら私が提出させていただきました17番項執行役員の任命に係る議案となっております。こちら新たに経済学部4年の土橋祐太君を執行役員として任命させていただきたいと考えております。理由といたしましては、現在食堂棟3階に係る改築というものが行われておまして、こちらに関して今後全塾協議会として関わっていくことが増えていきますため、執行役員を新たに任命することによってそちらの業務を担っていただこうと考えております。土橋君に関しましては、塾生会館運営委員会の委員長も務めておりますので、そちらも加味してご判断いただければと思います。

議長 亀井佑馬：はい、ありがとうございます。では、本件に関しまして質問等ある方いらっしゃいますか。

塾生議員 岩切太志：はい、応援指導部関連とのことについて土橋さんとやっていこうとかがことは特にありませんか。

内田：そちらに関しましては、特に関係なく、あくまで塾生会館運営委員会としての立場をお持ちでありますので、そちらに関しましては、別の組織のお話になりますので、今回に関しましてはそちらの食堂棟に関しての業務を担っていただく、今後の塾生スペースが誕生するにおいてそちらに関しての業務を担っていただくという認識でございます。

亀井：はい、では他に質問がある方いらっしゃいますか。なければ議決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いいたします。はい、本件は全会一致で可決されました。

内田：はい、では土橋さん一言ご挨拶などあればよろしく願いいたします。

執行役員 土橋祐太：失礼します。土橋です。塾生会館運営委員会の委員長をただいましておりますが、食堂棟のプロジェクトであったりとか、それから日吉他にも散在する問題が多々あると思いますので、日吉キャンパス担当の役員に就くことになりました。よろしく願いいたします。以上です。

亀井：はい、ありがとうございます。

## 7. 連絡事項

執行役員 佐々木菜緒：全塾協議会では Facebook のアカウントを運用しております、こちら名前が「全塾協議会広報室」というものなんですけれども、現状存在していないこと、かつ運用その他の観点から、この Facebook を閉じさせていただくこととなりましたのでご報告いたします。以上です。

## 8. 閉会宣言

議長 亀井佑馬が閉会を宣言し、閉会した。